

「プログラム著作物」未払著作権料請求事件：大阪地裁平成 23(ワ)12939・平成 25 年 5 月 28 日（21 民部）判決＜請求棄却＞ / 知財高裁平成 25(ネ)10058・平成 25 年 11 月 27 日（1 部）判決＜控訴棄却＞

【キーワード】

ソフトウェア使用許諾契約，使用許諾料，版權の譲渡，紛争解決の合意＝和解

【事案の概要】

P 1 と被告（株式会社なうデータ研究所）は，D S P と称するプログラムについてソフトウェア使用許諾契約（以下「本件使用許諾契約」という。）を締結し，被告は，D S P の使用又は複製，販売に対し使用許諾料を支払う旨を約していたところ，P 1 は，被告が株式会社アトリス（以下「アトリス」という。）のコンピュータに D S P をインストールし，その使用を許諾したとして，本件使用許諾契約に基づく使用許諾料の支払を求める本件訴訟を提起したが，P 1 が死亡したため，P 1 の相続人である原告らは，P 1 の地位を承継し，各自の法定相続分に応じ，被告に対し，本件使用許諾契約に基づく使用許諾料の支払を求めた。

1 判断の基礎となる事実

以下の各事実は当事者間に争いがないか，掲記の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる（証拠の記載のない事実は当事者間に争いがない。）。

(1) 当事者等

原告 P 2 は P 1 の妻であり，原告 P 3 及び原告 P 4 は P 1 の子である。P 1 は，本件訴訟の提起日（平成 23 年 7 月 28 日）の後である平成 24 年 3 月 27 日に死亡したため，相続人である原告らが，本件訴訟における原告の地位を承継した。

被告は，設計・製図用コンピュータソフトウェア及びコンピュータを活用した医療・診断用ソフトウェアの製造・販売等を目的とする株式会社である。

(2) D S P とソフトウェア使用許諾契約

ア P 1 は，P 5 と共に，電子計算機用のプログラムである D S P（Designer's Spread Sheet の略称。当初「設計計算用スプレッドシート」と呼ばれ，ウィンドウズ環境に移植しライセンス・ロック機能を付加した後は「N a U D S P」と呼ばれたが，全体を通じ単に「D S P」と呼ぶ。甲 24）を開発した。D S P は，著作権法上のプログラム著作物であり，P 1 及び P 5 はその共有著作権者であった。

D S P は，複数の条件を満たす最適解を導くシステム作成の開発環境を提供するものであり，D S P 環境下で作成された，前提条件や選択関係を記述したファイルを，ルールベースファイルと呼ぶ。

イ P 1 は，平成 9 年 4 月 1 日，P 5 の代理人としての地位も兼ね，被告との

間で、D S Pについて、使用環境において非独占的に使用する権利、複製、販売する権利、及び修正、変更する権利を許諾する旨の本件使用許諾契約を締結し、被告は、D S Pの使用許諾料として、1 C P U（電子計算機1台）につき総額240万円（P1に124万円、P5に116万円配分される。）を支払うこと、使用許諾料の支払期限は動作確認検査後1か月以内とし、これを遅滞した場合、年利8%の遅延損害金を支払うことを約した（甲1）。

(3) D S Pのインストール

被告は、平成16年7月31日、アトリスとの間で取引基本契約を締結し（甲23）、アトリスが行う携帯電話会社のためのシステム開発の一貫として、ルールベースファイル作成の委託を受け、システム開発のためにアトリスの保有するコンピュータ複数台にD S Pをインストールし、同年8月以降、アトリスから、1億1976万円（消費税別）の支払を受けた（同金員が何の対価であるかについては争いがある。）。

2 争点

- (1) 使用許諾料の発生 (争点1)
- (2) 使用許諾料の額 (争点2)
- (3) 紛争解決に係る合意の成立及びその効果 (争点3)

【判 断】

1 認定事実

前記判断の基礎となる事実、掲記の証拠（書証は枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) P1と被告の関係（甲1, 3, 乙25）

P1は、九州工業大学情報工学部の教授、名誉教授等の立場で教育、研究を行うと共に、情報処理システムの開発も行い、その一つであるD S Pについては、研究室の助手であったP5との共同著作物とした。

被告は、D S Pほか、P1ら数名の研究者が開発した情報処理システムを事業上利用することを目的として、平成8年11月1日に設立された会社である。

被告は、平成9年4月1日、D S Pの著作権を共有するP5の代理人としての地位も兼ねたP1との間で本件使用許諾契約を締結し、D S Pを用いてルールベースファイルを作成する権限、及びD S Pを複製、販売する権限を得るとともに、1 C P Uにつきソフトウェアの使用許諾料総額240万円を支払う旨を約した。

(2) 臨床判断支援システム（C A F E）用知識テンプレートの開発委託（甲18～20, 乙6, 7, 14～18, 証人P7）

サン・マイクロシステムズ株式会社（以下「サン社」という。）は、平成14年ころ、富士通株式会社（以下「富士通」という。）から、筑波大学附属病院におけるC A F Eと称する診療判断支援システムの開発委託を受けた。サン

社は、CAFÉのうち、薬剤の併用禁忌などに関する「知識ベース」の部分にDSPの下で作成されたルールベースファイルをあてるべく、他社を経由して被告にその開発を委託した。サン社の担当者はP7であった。

被告は、P1と共同で、数年間にわたってその開発を進めた結果、「知識ベース」に係る成果物(乙7, 14)を納品し、報酬として少なくとも合計5600万円の支払を受けたが、筑波大学附属病院で正式に採用されるには至らなかった。「知識ベース」のインターフェースには、P1及び被告が著作権者として表示されている。

(3) アトリスからの業務委託及びDSPのインストール(甲2, 3, 19, 23, 乙8~13, 25, 証人P7, 被告代表者)

アトリスは、P7がサン社を退職後に設立し、代表取締役を務める会社である。アトリスは、平成16年、富士通から、大手携帯電話会社のALADINと称する顧客販売管理システムを新たに開発するよう依頼を受けた。アトリスは、その一部である料金割引オプションに係る部分につき、DSPの下で作成されたルールベースファイルをあてるべく、被告にその開発を委託した。

被告は、アトリスの事務所へ自社従業員を派遣するなどして開発に当たったが、その過程において、アトリスの保有するコンピュータの少なくとも数十台にDSPをインストールし、その状態を平成16年から平成19年までの数年間続けた。ただ、このインストールは、アトリスからの受託期間に限定することが想定されており、実際にもその期間終了後、アトリスがDSPを使用できないような措置がとられた。

被告は、平成16年8月から平成18年11月にかけて、相関検証先行調査費用及びデモンストレーションプログラム一式、相関検証継続調査費用及びプロトタイププログラム一式、相関検証プログラムの接続試験、案件巻取り開発費、シナリオテスト、相関ルールテスト、ルールベースリファクタリング費用、ルールベース開発技術移転費用、ルールベーステスト/不具合対応費用といった様々な名目で、アトリスから毎月500万円前後、総計1億1976万円の支払を受けたが、請求書上の名目は、設計者及びプログラマの人件費とこれについて生じる管理費及び出張旅費が、その相当部分を占めており、一方で、DSPの複製や使用の対価が費目に挙げられることはなかった。

(4) P1と被告との紛争(甲3, 4, 6, 8~14, 乙22, 25, 被告代表者)

ア 被告は、平成18年1月12日付けで、P1らが被告に使用を許諾しているソフトウェアについての著作権料算定基準表(甲3, 以下「本件基準表」という。)を作成し、DSPほか2点については、売上金額(税別)を基準に著作権料を算定し、著作権比率を40%とし、該当年月を平成8年10月から12年3月、平成12年4月から13年3月、平成13年4月以降の3つに区分して、最後の期間につき、P1に51%、P5に49%を支払う旨を記載した。

イ P 1は、平成18年10月ころ、アトリスの保有するコンピュータに、上記(3)のとおりD S Pがインストールされていることを知った。P 1は、このインストールの事実を被告から知らされておらず、使用許諾料の支払も受けていなかったことから、本件使用許諾契約に違反すると考え、被告に対し、同年10月から11月にかけて、電子メール及び通知書により、販売目的以外でD S Pを大量に貸し出すことは契約違反であるとして、頒布した数量及び配布先の開示を求めたり、これを購入するよう求め、対価として、単価150万円、本数100本に40%を乗じた6000万円の支払を求めたりした。被告の代表取締役であったP 6は、P 1に対し、電子メール及び同年12月22日付け文書により、被告の開発したルールベースファイルがA L A D I Nで採用されれば、D S Pも大量に販売できることが見込まれており、アトリスへのインストールは、そのような販売を前提とした貸出しであって、それが認められずD S Pを引き上げる場合には、アトリスを倒産に追い込む可能性があるなどと説明し、P 1の求めに応じない姿勢を示した。

このころ、被告の代表取締役であったP 6と取締役であったP 1との間で、被告の経営方針に関する他の事項でも紛争が生じ、両者の信頼関係は次第に失われていった。

(5) P 1と被告との交渉その他(甲5, 7, 15, 20, 乙1~4, 24, 25, 被告代表者)

ア P 1, P 6, P 5, 被告の取締役であったP 8, 監査役であったP 9, かつてP 1の研究室に所属し、現在被告の代表者であるP 10の6名は、平成19年4月10日、P 1とP 6の問題等を解決するために、被告の経営会議の名目で参集し、下記(ア)ないし(カ)の事項につき合意し、確認のために乙1書面を作成して、これに署名した。

(ア) P 1は、被告と独立して新会社を設立する。P 1の新会社と被告は独自に経営を進める。両社が協調して事業をする姿勢を対外的に示すためにP 1は次の定時株主総会まで被告の取締役に留まるが、経営には関与しない。

(イ) 次の定時株主総会で被告の役員改選を行い、P 1, P 6及びP 8は取締役を辞任する。次期役員候補はP 5及びP 10とし、もう1名の取締役および監査役候補についてはP 10が考える。

(ウ) P 9が所有する被告の株式60株をP 10に譲渡する。P 5は、次の定時株主総会を目処に200万円の増資をして、被告の持ち株を60株とする。

(エ) 速やかに被告の臨時株主総会を開催して、P 10を取締役に選任する。

(オ) P 1は、被告の取締役退任後、その技術顧問に就任し、被告は技術顧問料として月額50万円を支払う。

(カ) 被告は、富士通とのA L A D I Nプロジェクトにおいて、D S P貸出期間内は、受託開発費用の10%を版権の使用料として支払う。支払いの開始は平成19年7月とする。過去のA L A D I NプロジェクトにおけるD S

Pの使用料は、被告が所有する診療支援知識ベースの著作権をP1に譲渡することで相殺する。

イ P10は、平成19年4月17日に被告の取締役役に就任し、P1は、同年5月、被告とは別法人の株式会社なうデータコンサルティング（以下「なう社」という。）を設立して、その代表取締役役に就任した。

ウ 平成19年12月6日、P10が被告の代表取締役役に、P5が被告の取締役に就任する一方、P1、P6及びP8は、被告の取締役役を辞任した。

エ なう社、P5及び被告は、平成19年12月19日、ソフトウェア使用許諾等契約書（乙24）と年間ライセンスに関する合意書（乙2）の2通の書面を作成した。

なう社、P5及び被告の三者は、前者の契約書において、被告が第三者にライセンス販売する場合のDSPの価格及び保守契約料を、開発環境の販売、実行環境の販売及び開発に使用させる場合に分けて定め、被告が支払うライセンス料を、DSPの販売価格又は年間保守料の40%と定め、これをなう社及びP5に各20%ずつ支払うことを定めるほか、被告が、DSPを自社で利用して情報処理サービスを行った場合のライセンス料、被告がDSPを第三者に無償で貸し出すことができる条件等について定めた上で、それ以前になう社（なう社設立以前については、P1名義のものを指すと解される。）と被告との間で締結されていたDSPの使用許諾契約等は、同年4月1日をもって全て終了し、効力を失ったものとする旨を合意した。

また、なう社、P5及び被告の三者は、後者の合意書において、被告の第三者に対する、ALADINその他のシステム向けのDSPの年間ライセンスについて、被告がなう社及びP5に支払うライセンス料を合意すると共に、同合意は同年5月1日に遡って効力を生じる旨を定めた。

オ 被告は、P1に対し、平成19年12月までは毎月37万円の役員報酬を支払っていたが、平成20年1月から同年12月までは、顧問料として月額50万円を支払い、それ以降は月額10万円を支払った。

被告は、少なくとも平成22年10月から平成23年3月までの間、DSPのライセンス料及び年間保守料として、売上の20%に相当する金員を、なう社に支払った。

カ P1は、平成21年2月4日に脳溢血となり、平成23年3月には後見開始決定がされ、原告P3が成年後見人に選任された。

原告P3は、同年7月28日、原告の法定代理人として本件訴訟を提起したが、P1が平成24年3月27日に死亡したため、その相続人である原告らが、本件訴訟における原告の地位を承継した。

2 争点についての判断

(1) 使用許諾料について

平成16年から平成19年までの間、被告がアトリスのコンピュータ数十台にDSPをインストールした事実は認められるものの、このインストールは、

被告が、アトリスから委託された開発業務の実施のため、それに必要な期間に限定されたものであること、被告はアトリスから金員の支払を受けているが、名目上、役務の提供に対する報酬が大部分であることは、前記1(3)で認定したとおりである。

P1と被告が平成9年にした本件使用許諾契約は、DSPをインストールした電子計算機の所有者は、DSPを永続的に使用できることを前提とするものであり、これがアトリスに対する上記インストールに適用されるかは必ずしも明らかではない。また、平成18年1月の本件基準表も、売上金額が著作権利用の対価のみによるものではなく、役務の提供に対する報酬が含まれている場合に、P1に支払うべき額がどのように算定されるかを、明定するものではない。

結局のところ、本件使用許諾契約及び本件基準表によっても、被告がアトリスのコンピュータにDSPをインストールし、ルールベースファイル作成業務に使用した際に、被告のP1に対する対価の支払義務が発生するか否か、またその額がいくらであるかは明確ではないといわざるを得ないが、そうであるが故に、開発に使用するための一時的な貸出しの場合に多額の使用許諾料を支払うことはできないと考える被告と、DSPを第三者のコンピュータに複製し、使用させることで被告が対価を得ている以上、使用許諾料を支払うべきであるとするP1との間に、紛争が生じたものと解される。

(2) 本件合意の成立について(事実認定の補足説明)

原告らは、P1が本件合意に応じるはずがないとして、本件合意の成立を否認し、乙1書面のP1名義の署名についても争っている。

そこで検討するに、P1が、新会社であるなう社を設立して、被告の取締役を辞任し、被告から技術顧問料を受領していることは前記1(5)で認定したとおりであるが、これらはいずれも本件合意で定められた内容であり、P1が本件合意の成立に関与していないとか、本件合意の内容を認識していないとすることは不合理といわざるを得ず、P1自身、平成20年4月17日付け電子メール(甲15)において、平成18年末に紛争があり、平成19年3月にはP1が被告の経営権を取得することも考えたが、被告はP10に任せ、自身は新会社を設立することを選択し、平成20年1月に現体制に移行して、技術顧問となった旨を述べている。

また、成立に争いのないP1の署名(乙5)との対比によれば、乙1書面中のP1名義の署名は、P1の自署であると考えても矛盾はないし、平成19年4月10日に被告の経営会議があり、P1らが出席して協議し、その場で乙1書面を作成して、確認の署名をしたとする被告代表者の陳述書(乙25)及び供述についても、これを覆すに足る証拠は提出されていない。

さらに、P1は、平成18年10月から11月にかけて、アトリスのDSPの使用について数量等の開示を求めたり、使用許諾料の支払を求めたりする文書や電子メールを被告に送付していたが(甲4, 8の1, 10の1, 11の

2) , 本件合意成立後, P 1 自身が, 被告に対し, 本件合意以前の使用許諾料の支払を求めた等の事実は認められない(本件訴訟は, P 1 の成年後見開始決定後, その後見人である原告 P 3 が提起したものである。)。

これらを総合すると, 前記 1 (5) のとおり, 平成 1 9 年 4 月 1 0 日に P 1 らが本件合意をし, その成立を証するために乙 1 書面を作成して, これに署名した事実を認定し, 本件合意が成立したと認めるのが相当である。

(3) その他の原告らの主張について

ア 原告らは, 被告の開発した C A F E 用の「知識ベース」(乙 7 , 1 4) に経済的価値はなく, 本件合意があったとしても, 被告の支払義務を消滅させる効果は生じない旨主張する。

しかし, 証拠(乙 6 , 7 , 1 4) 及び弁論の全趣旨によれば, 「知識ベース」は, 被告が P 1 と共同で数年間をかけて開発したもので, その成果物には少なくとも 5 6 0 0 万円もの対価が支払われており, その内容など(乙 7 , 1 4) も考え合わせれば, 一定の経済的価値を有するものと認められ, 筑波大学附属病院で採用されなかったとの一事をもって, 一概に経済的価値が否定されるものではない。

また, 原告らは, 前提となる「知識ベース」の著作権を, 被告が有していなかったとも主張するが, 前記 1 (2) で認定した事実によれば, 「知識ベース」は被告及び P 1 の共同著作物であると認められる一方, 本件合意に先立ち, 被告及び P 1 の共有著作権が発注者などの他者に譲渡されたことを認めるに足りる証拠はないから, 本件合意の当時, 被告は「知識ベース」の共有著作権者であったといえる。

イ 原告らは, P 1 はインストールされた D S P の数量や「知識ベース」の経済的価値等を正確に把握していなかったこと等を理由に, 本件合意には錯誤がある旨主張する。

しかし, P 1 は, アトリスのコンピュータにインストールされた D S P の厳密な数量を知らなかったとしても, 平成 1 8 年 1 0 月の時点で, アトリスの事務所において, D S P がインストールされている状況を現認しており(甲 8 , 1 9) , P 6 への同年 1 1 月 1 6 日の電子メール(甲 1 1 の 2) でも, D S P を統合した開発環境が 4 0 セットを超え, セットごとに 2 つの D S P がインストールされていることを直接知った旨記載している上, 1 0 0 台のコンピュータに D S P がインストールされたことを想定した金額の請求を行っている(甲 6 , 1 0) のであるから, この点で意思表示を左右するような認識の欠如があったとは言い難い。

また, P 1 は, 「知識ベース」を被告と共同で開発した当人であり, その内容及び価値について, 認識に欠けていたとはいえない。

ウ P 1 は, 前記認定のとおり, なう社を設立し, 被告の取締役を辞任する一方で技術顧問の地位に就き, 平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日には, ソフトウェア使用許諾等契約と年間ライセンスに関する合意をして, これに基づき顧問料や

使用許諾料を受領しているが、これらはいずれも本件合意を前提とするものであるから、P 1に錯誤があったのであれば、いずれかの時点で、本件合意に沿った手続の進行に異議を述べるべきものと思われるが、そのような事実は認められない。

エ 以上のとおり、対価の不存在又はP 1の錯誤を理由に、本件合意の効力を否定する旨の原告らの主張は採用できない。

(4) 本件合意の効力について

乙1文書には、ALADINプロジェクトのためのDSP貸出しについて、平成19年7月以降、受託開発費用の10%を使用料として支払う一方、過去のDSPの使用料については、診療支援知識ベースの著作権の譲渡と相殺する旨の記載がある。これは、DSPの使用料を支払う理由はないとする被告（当時の代表取締役はP6）と、使用料の支払いを求めるP1との間で紛争となり、それを解決する一内容として、本件合意以前のDSPの使用料については、支払うことを要しない旨を定めたものと解されるから、相殺という言葉は使われていても、民法上の契約である和解の一種と考えられ、その効果はP1及び被告に帰属したものと見える。

そして、これまでに検討したとおり、本件合意が成立したと認められ、これを無効とする理由が認められない以上、P1が、本件合意以前に、アトリスへのDSPの貸与に関し、使用許諾料の請求権を有していたか否かに関わりなく、本件合意成立後は、被告にその支払を求めることはできなくなったというべきであり、P1の地位を承継した原告らについても同様である。

3 結論

原告らの請求は、平成16年8月31日から平成18年11月30日を納入日として被告がアトリスから支払を受けた金員につき（甲2の1～27）、本件使用許諾契約及び本件基準表に基づく使用許諾料の支払を求めるものであるから、上記検討したところによれば、いずれも理由がないことに帰する。

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事件の当事者には、原告となった九州工業大学情報工学部の教授P1と被告となったその門下生らが設立した会社との間に起こった金銭的紛争については合意が出来ていたことを裁判所は認めた。ということは、P1は訴訟提起後に死去したことから、相続人の遺族らP2～P4の原告らは、P1が過去に行っていた本件合意の事実や内容については承知していなかったことが、P1による署名の事実によって証明されたので、原告らの主張は受けられなかったのである。

また、P1にあっては、被告会社との間にソフトウェア使用許諾等の契約と年間ライセンスに関する合意をして、これに基づく顧問料や使用許諾料を受領していたのだから、もしP1に錯誤があったのであれば、いずれの時点でも本

件合意に沿った手続の進行に異議を述べるべきであるのに、P 1にはそのような事実が認められない以上、対価の不存在やP 1の錯誤を理由に、本件合意の効力を否定しようとする原告の主張は採用できない、と裁判所は判断したのである。

2. 被告が提出していた乙 1 に係る本件合意文書は、民法上の契約である和解の一種であると裁判所は認定したことから、その効果はP 1と被告に帰属したものと判断した。

すると、本件合意は成立したものと認められるから、P 1は本件合意成立後は、被告にその支払いを求めることはできなくなったというべきであり、P 1の地位を承継した原告らについても同様であると認定し、請求はいずれも理由がないと判断したのである。

事実認定の結果、このような判断となったことは妥当というべきであろう。

【知財高裁の判断】

以下のとおり付加，訂正するほかは，原判決の「事実及び理由」欄の「第 4 当裁判所の判断」の 1 及び 2（原判決 8 頁 1 2 行目ないし 1 7 頁 1 9 行目）記載のとおりであるから，これを引用する。

1 原判決 1 5 頁 3 行目末尾に，「控訴人 P 3 も，原審における本人尋問において，P 1 から，本件合意の 1 項から 5 項（前記 1 (5)アの(ア)ないし(オ)）については聞いていた旨供述している。」と加える。

2 原判決 1 5 頁 1 4 行目末尾に，「なお，本件合意のされた後である平成 1 9 年 6 月 2 4 付けの P 1 から控訴人 P 3 に宛てたメール中には，『アトリスで使われた D S P の著作権料不払いの件についてですが，今すぐ裁判紛争を行い P 1 0 の責任追及をしようにも・・・資金的にはもちろん，精神的にも全くゆとりがない状態です。現状では棚上げするしか解はありません。』との記載部分がある。しかし，同メール中には，『頭を過去の紛争のために使い，専念すべき研究がおろそかになると，・・・今後の研究活動のチャンスの全てを失うことにつながりかねません。』との心情を述べた記載部分もあり，同記載からは，P 1 は，P 5 や P 1 0 に対し不満はあるものの，研究活動に専念することを選択したことが窺われる（甲 2 8 ）。」と加える。

3 原判決 1 5 頁 1 8 行目から 1 7 頁 4 行目までを，以下のとおり改める。

「(3) 錯誤の主張について

控訴人らは，本件合意に係る P 1 の意思表示には，要素の錯誤があったと主張する。

P 1 は，前記認定のとおり，なう社を設立して，被控訴人の取締役を辞任する一方で技術顧問の地位に就き，平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日には，ソフトウェア使用許諾等契約と年間ライセンスに関する合意をして，これに基づき被控訴人

から顧問料及び使用許諾料を受領している。これらはいずれも本件合意の成立を前提とするものであるから、仮に、本件合意に係るP1の意思表示に錯誤があったのであれば、本件合意が実施されているいずれかの過程で異議を述べるのが自然であるが、P1が、そのような行動を示した事実はないことに照らすと、本件合意を締結するに当たり、P1の意思表示に錯誤があったと解することはできない。

控訴人は、本件合意に係るP1の意思表示に、以下のアないしエの点で錯誤があったと主張するが、同主張は、以下のとおり、いずれも採用の限りでない。

ア 控訴人らは、P1は、被控訴人から虚偽の説明を受けたため、被控訴人のアトリスへのDSPの使用許諾の目的やインストールされたDSPの数を正確に把握できず、被控訴人がP1に譲渡したCAF E用の「知識ベース」(乙7, 14)には、経済的価値がないことを認識できなかったから、本件合意に係るP1の意思表示には、要素の錯誤があったと主張する。

しかし、控訴人らの上記主張は、採用の限りでない。

被控訴人は、委託されたルールベースファイルの開発を行うに当たり、アトリスにおいてその検収等を行う必要があったことから、DSPをアトリス保有のコンピュータにインストールしたと認められることからすると(乙25, 被控訴人代表者)、アトリスへのDSPの使用許諾は、被控訴人がDSPやルールベースファイルの販売を行う前提としてされたものと理解され、被控訴人の説明は、必ずしも虚偽とはいえない。

また、P1は、アトリスのコンピュータにインストールされたDSPの正確な数までは知らなかったとしても、平成18年10月の時点で、アトリスの事務所において、DSPがインストールされている状況を現認していること(甲8, 19)、P6への同年11月26日の電子メール(甲11の2)でも、DSPを統合した開発環境が40セットを超え、セットごとに2つのDSPがインストールされていることを直接知った旨記載していること、使用許諾料の請求金額の算定に当たり、100台のコンピュータにDSPがインストールされたことを前提としていること(甲6, 10の1)等の諸事実を総合すれば、P1に意思表示の内容を左右するような重大な認識の欠如があったとはいえない。

また、前記1(2)認定のとおり、「知識ベース」は、被控訴人とP1が共同で数年間をかけて開発したものであり、その成果物には少なくとも5600万円もの対価が支払われていること、「知識ベース」の開発成果の品質等(乙7, 14)、「知識ベース」が筑波大学附属病院で採用されなかったのは、大学側の薬に関する説明が不十分であったことにも原因があると推測され、「知識ベース」の開発成果に固有の問題があったとまでは断定できないこと(証人P7)、「知識ベース」は薬剤の併用禁忌などに関するソフトであり、利用する病院ごとに作り替えなければならない部分もあるが、薬剤の併用禁忌に関する一般的なデータに関する部分など汎用性がある部分

もあることなどを総合すれば、筑波大学附属病院で採用されなかったとの一事をもって、「知識ベース」の経済的価値が否定されるものではない。また、P 1は、「知識ベース」の共同開発者であり、その内容及び価値についての認識を欠いていたとはいえない。

以上によると、これらの点において、P 1の意思表示に錯誤があったと認めることはできない。

イ 控訴人らは、被控訴人が「知識ベース」の著作権を有していなかったにもかかわらず、P 1は、「知識ベース」について被控訴人が共同著作者の一人であると説明され、これを信用して本件合意をしたのであるから、P 1の意思表示に錯誤があったと主張する。

しかし、控訴人らの上記主張も、採用の限りでない。

前記1(2)で認定した事実によれば、「知識ベース」は被控訴人及びP 1の共同著作物であると認められる。そして、本件全証拠によるも、本件合意に先立って、「知識ベース」の著作権全体が、被控訴人及びP 1から第三者に譲渡されたとの事実を認めることはできないから、控訴人らの主張は、その前提を欠き、失当である。

ウ 控訴人らは、ALADINプロジェクトは既に終了していたが、P 1は、平成19年7月以降もその受託開発が継続し、使用料を得られるものと誤信していたから、本件合意に係るP 1の意思表示には、要素の錯誤があったと主張する。

しかし、本件全証拠によるも、P 1の認識において、本件合意時、ALADINプロジェクトの進行状況に照らし、受託開発を継続させ、使用料を得ることを認識し、期待していたと認めることはできない。この点に関する控訴人らの上記主張は、採用の限りでない。

エ 控訴人らは、「知識ベース」の著作権は、被控訴人とサン社との間のクロスライセンス契約の対象とされ、譲渡は禁止されていたにもかかわらず、P 1はその点を認識していなかったから、本件合意に係るP 1の意思表示には、要素の錯誤があったと主張する。

しかし、上記クロスライセンス契約において譲渡禁止の特約がされているとしても、P 1が被控訴人から「知識ベース」の著作権の譲渡を受ける余地は十分にあると解されるから、譲渡禁止の特約があり、P 1はその点を認識していなかったからといって、当然に要素の錯誤に該当するとはいえない。

(4) その他の控訴人らの主張について

控訴人らは、「知識ベース」(乙7, 14)に経済的価値はなく、本件合意があったとしても、被控訴人の支払義務を消滅させる効果は生じない旨主張するが、前記のとおり、「知識ベース」に経済的価値がないとはいえない。

また、控訴人らは、前提となる「知識ベース」の著作権は、被控訴人ではなく発注者側が取得したので、本件合意によってP 1の債権は消滅しないと主張する。しかし、被控訴人は「知識ベース」の共同著作者として、その著作権を

有していることは、前記認定のとおりである。」

4 原判決17頁5行目の「(4)」を「(5)」と改める。

5 原判決17頁14行目末尾を改行して、以下のとおり加える。

「なお、控訴人らは、本件合意においてP1は多額の債権を放棄したのに対し、被控訴人は譲歩していないので、和解が成立することはない旨主張する。しかし、控訴人らの主張は失当である。

前記認定のとおり、被控訴人がアトリスのコンピュータにDSPをインストールして使用させた事実起因して、P1の被控訴人に対する何らかの請求権が生じるか否かは不明であり、仮に請求権が生じたとしても、その額は不明確であること、他方、P1は、本件合意により、被控訴人の取締役退任後も技術顧問として月額50万円の顧問料を受領する権利を取得したのみならず、被控訴人から「知識ベース」の共同著作権の譲渡を受けたことに照らすならば、本件合意が互譲の基礎を欠くと評価することはできない。原告の上記主張は、失当であり採用することはできない。」

6 結論

以上のとおり、控訴人らの請求はいずれも理由がない。したがって、本件控訴は理由がないので、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

〔牛木 理一〕